

令和2年4月8日

保護者 様

真庭市立勝山小学校
校長

令和2年度 安心・安全な学校づくりのための校内ルール

いよいよ新年度が始まりました。保護者の皆様におかれましては、今年度も本校の教育活動が円滑に推進でき、児童の笑顔があふれる学校生活となりますようにご理解とご支援をよろしくお願いします。

さて、本校では職員の法令遵守、規律保持を目指して校内ルールを設けています。本日は、そのルールの中で児童や保護者の皆様に関係する事項についてお知らせをします。

記

- 1 児童のプライバシーに関わる文書、守秘義務事項に関わる文書類の保管を厳重にすること。校外への持ち出しの場合には、必ず「持ち出し管理簿」に記入の上、管理職の許可を得ること。＜対応例＞【児童の連絡網は、配らない】
- 2 外部からの個人情報の問い合わせには特に気をつける。市当局や教育委員会からのものに限って問い合わせに応じる。
担任等への連絡先の問い合わせについては、学校から担任等へ連絡して保護者へ連絡するようにする。午後6時半以降は、学校電話は留守番電話となる。
学校からの緊急連絡は、告知放送・usageメール・電話にて行う。
- 3 児童や保護者との携帯同士やメール（LINE等を含む）でのやりとりは原則行わない。また、校内において携帯電話等を必要のないときは持ち歩かない。
- 4 児童への個別指導や教育相談で1対1になる場合は、密室にならないように注意する。
- 5 児童集金などを机上に放置しない。【集金は「手渡し」】
- 6 授業終始に関わって、時間とともに授業が始まったり終わったりする態勢にする。休憩時間等でも児童の動きに目配りを忘れないで全職員で見守る意識の徹底をする。
- 7 首から上のけがや打ち身については、できるだけ早く養護教諭ならびに教頭まで連絡する。家庭へは、その日のできるだけ早い時刻に、電話又は家庭訪問にて連絡する。
- 8 学校備品や施設の破損は、即日修理を原則とする。児童の過失による破損等により修理が必要な場合は、業者による修理後に代金を保護者に連絡して負担してもらう。
- 9 カギの管理には十分注意する。【持ち出しの際には、一声かける。】特に児童が鍵を持ち出す場合は、担任又は職員室の職員に言ってから持ち出すように指導を徹底する。
- 10 教育公務員としての意識を常にもって、児童・保護者・外部の方と接したり、交通安全に気をつけて倫理観をもって日常を過ごしたりする。
特に、「絶対に本校から不祥事を出さない」という意識を教職員全員で共有して、力と声を合わせてその未然防止に努める。